

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
第六章中第三十七条を第三十五条とし、第三十八条を第三十六条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表中 「消費生活審議会の委員

消費者苦情処理委員会の委員及び専門委員」

を「消費生活審議会の委員及び専門委員」に改める。

秋田県卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二十六号

秋田県卸売市場条例の一部を改正する条例

秋田県卸売市場条例(昭和四十六年秋田県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「の各号」を削り、同条第四号中「に関する事項」を「(委託手数料に関する事項にあつては、規則で定めるもの)」に改め、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法

第十五条を削り、第十四条の二を第十五条とする。

第十九条第二項中「第十四条の二第四項」を「第十五条第四項」に、「第六号」を「第七号」に改める。

第十九条の二第二項中「第六号」を「第七号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十五条を削り、第十四条の二を第十五条とする改正規定及び第十九条第二項の改正規定（「第十四条の二第四項」を「第十五条第四項」に改める部分に限る。）は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十五条又は秋田県卸売市場条例第二十三条の二の許可を受けて開設されている地方卸売市場又は小規模卸売市場（次項において「既設卸売市場」という。）の開設者は、この条例による改正後の秋田県卸売市場条例（次項において「新条例」という。）の規定により必要となる業務規程の変更につき、この条例の施行の日から起算して三月を経過する日までに、同法第六十条第一項の規定又は秋田県卸売市場条例第二十三条の十の規定による承認の申請をしなければならない。

3 既設卸売市場の業務規程は、この条例の施行の日から起算して五月を経過する日（その日までに前項の申請に係る業務規程の変更の承認の処分があった既設卸売市場にあっては当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生する日、その日までに同項の申請に係る業務規程の変更の承認又は変更の承認の拒否の処分がなかった既設卸売市場にあっては当該変更の承認又は変更の承認の拒否の処分があった日（当該変更の承認の効力があつた日後に当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生するものにあつては、その効力が発生する日））までは、新条例の規定により定められた業務規程とみなす。この場合において、当該業務規程と新条例の規定が抵触する場合には、当該抵触する部分については、当該抵触する部分については、新条例の規定は、適用しない。

秋田県地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域を定める条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二十七号

秋田県地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域を定める条例を廃止する条例

秋田県地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域を定める条例（昭和三十三年秋田県条例第十五号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

改良普及員資格試験条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二十八号

改良普及員資格試験条例を廃止する条例

改良普及員資格試験条例(昭和三十八年秋田県条例第三十八号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県みつばち転飼調整条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二十九号

秋田県みつばち転飼調整条例を廃止する条例

秋田県みつばち転飼調整条例(昭和三十一年秋田県条例第三号)は、廃止する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十号

林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例

林業改良指導員資格試験条例(昭和三十三年秋田県条例第四号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県内陸工業団地開発事業特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十一号

秋田県内陸工業団地開発事業特別会計条例の一部を改正する条例

秋田県内陸工業団地開発事業特別会計条例(昭和四十六年秋田県条例第九号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

秋田県工業団地開発事業特別会計条例

第一条中「内陸工業団地を」を「工業団地を」に、「あわせて」を「併せて」に、「行なう事業」を「行う事業(港湾整備事業により行う事業及び秋田港飯島地区工業用地整備事業を除く。)」に、「秋田県内陸工業団地開発事業特別会計」を「秋田県工業団地開発事業特別会計」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県金属鋳業研修技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十二号

秋田県金属鋳業研修技術センター条例の一部を改正する条例

秋田県金属鋳業研修技術センター条例(平成二年秋田県条例第五十号)の一部を次のように改正する。
第六条を削り、第五条を第六条とし、第四条を第五条とする。

第三条第一項中「前条各号」を「第二条各号」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(使用の許可の取消し等)

第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- 二 使用の目的を変更したとき。

- 三 知事の指示に従わなかったとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理上支障が生じたとき。

別表中「第三条」を「第四条」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十三号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年秋田県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第十三号(三)中「電気通信事業、」を「認定電気通信事業、」に改める。

第三条第二十五号中「電気通信事業の」を「認定電気通信事業の」に改め、同条第三十二号中「第五十六条の十第一項」を「第七十八条第一項」に、

「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に、「第六十九条第一項」を「第百九条第一項」に、「第七十条第一項」を「第百十条第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十四号

秋田県屋外広告物条例の一部を改正する条例

秋田県屋外広告物条例（昭和四十九年秋田県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「条例は」の下に「、屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）の規定に基づき」を加え、「の表示の場所及び

方法並びに広告物を掲出する物件の設置及び維持」を「及び屋外広告業」に、「美観風致」を「良好な景観を形成し、若しくは風致」に、「及び」を「、又は」に改める。

第二条中「の各号」を削り、「物件」の下に「(以下「掲出物件」という。)」を加える。

第三条第一項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同項第一号中「美観地区」を「景観地区」に改め、「風致地区」の下に「、緑地保全地域」を加え、同号の次に次の二号を加える。

一の二 景観法(平成十六年法律第百十号)第七十四条第一項の規定により指定された準景観地区であつて、同法第七十五条第一項に規定する条例の規定により行為の規制を受ける地域のうち、知事が指定する区域

一の三 景観法第七十六条第一項に規定する条例の規定により建築物等の形態意匠の制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域

第三条第一項第三号中「第五十六条の十第一項」を「第七十八条第一項」に、「第六十九条第一項」を「第九十条第一項」に、「第七十条第一項」を「第一百十号第一項」に、「第八十三条の三第二項」を「第一百四十三条第二項」に改め、同条第二項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同項に次の二号を加える。

十一 景観法第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物

十二 景観法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木

第三条第三項中「又は立看板を表示しては」を「(これに類する広告物を含む。以下同じ。)、広告旗(これを支える台を含む。以下同じ。)」又は立看板(これに類する広告物又は掲出物件(これらを支える台を含む。))を含む。以下同じ。)を表示し、又は設置しては」に改める。

第四条の見出しを「(広告物の表示の許可等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

前二条の規定により、広告物を表示し、又は掲出物件を設置することが禁止される場合を除き、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

第四条第三項及び第五項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第六項中「美観風致」を「良好な景観を形成し、若しくは風致」に改める。

第五条中「、又は広告物を掲出する物件」を「又は掲出物件」に、「許可を」を「、許可を」に改める。

第六条第一項中「の各号」を削り、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第二項中「の各号」を削り、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同項第二号中「広告物を掲出する物件」を「これらの表示のために設置する掲出物件」に改め、同項第三号、第五号及び第六号中「表示する」を「表示し、又は設置する」に、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第三項中「の各号」を削り、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同項第一号中「又は第九号」を「、第九号又は第十一号」に改め、同項第四号中「広告物を掲出する物件」を「掲出